

# 電光表示広告物等の設置基準が新設になります

◎福島県では、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆に対する危害の防止といった目的から、屋外広告物の設置に係る一定の基準（許可基準など）を福島県屋外広告物条例施行規則において定めております。  
 ◎このたび、景観への配慮、交通安全等の観点から、他の広告物と区分して電光表示広告物等の設置基準が、平成21年10月1日から施行になります。安全で美しいまちづくりのために、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

※郡山市、いわき市については、当該市の条例が適用になります。今回の改正は、郡山市、いわき市以外の市町村に適用されます。

「電光表示広告物等」とは、電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（電光表示装置）を有する広告物等をいいます。常時画像が変化するものでない単なる点滅広告は含みません。

映像が表示される  
電光表示広告物等



文字情報が表示される  
電光表示広告物等



## 1 禁止物件へは電光表示広告物等は設置できません。

※禁止物件とは、カーブミラーや風力発電施設など、屋外広告物を表示してはいけない物件を指します。

## 2 自己用広告物、管理用広告物、共同広告物、案内広告物について

### (1) 第一種特別規制地域等は、原則として電光表示広告物等は設置できません。

種類		現行	平成21年10月1日以降
自己用広告物	許可不要で表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計が5㎡以下</li> <li>地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度8を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<b>電光表示装置を有するものは設置できない</b> ・その他の要件は変更なし
	許可を受けて表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計が15㎡以下</li> <li>地上高が敷地内の建物の高さの6/5以内</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度8を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<b>電光表示装置を有するものは設置できない</b> ・その他の要件は変更なし
管理用広告物	許可不要で表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積の合計が5㎡以下</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度8を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<b>電光表示装置を有するものは設置できない</b> ・その他の要件は変更なし
共同広告物 (指定する地域) ※現在猪苗代町の一部地域	許可を受けて表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>一面の表示面積が12㎡以下かつ1人当たり2㎡以下</li> <li>地上高が6m以下</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度8を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<b>電光表示装置を有するものは設置できない</b> ・その他の要件は変更なし

**(2) 第二種特別規制地域等での設置基準が変わります。**

種類		現行	平成 21 年 10 月 1 日以降
自己用広告物	許可不要で表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が 15 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・地上高が敷地内の建物の高さの 3/2 以内</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その内電光表示装置については、7.5 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・かつ電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下</li> <li>・電光表示広告物等であるものについては、道路路上に突き出さない</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
	許可を受けて表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が 30 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・地上高が敷地内の建物の高さの 3/2 以内</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その内電光表示装置については、15 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・かつ電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下</li> <li>・電光表示広告物等であるものについては、道路路上に突き出さない</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
管理用広告物	許可不要で表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<p><b>電光表示装置を有するものは設置できない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
共同広告物 (指定する地域) ※現在指定なし	許可を受けて表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一面の表示面積が 30 m<sup>2</sup>以下かつ 1 人当たり 5 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・地上高が 13m 以下</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<p><b>電光表示装置を有するものは設置できない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
案内広告物等	許可を受けて表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路入口から 50m 以内に 2 個以内で表示面積合計 4 m<sup>2</sup>以下、150m~250m 以内に 2 個以内で表示面積合計 4 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・広告物相互間距離 2m 以上</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩又は光沢黒色を使用しない</li> </ul>	<p><b>電光表示装置を有するものは設置できない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>

**(3) 普通規制地域等での設置基準が変わります。(第一種、第二種共通)**

種類		現行	平成 21 年 10 月 1 日以降
自己用広告物	許可不要で表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が 15 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・地上高が敷地内の建物の高さの 3/2 以内</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その内電光表示装置については、7.5 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・かつ電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下</li> <li>・電光表示広告物等であるものについては、道路路上に突き出さない</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
管理用広告物	許可不要で表示できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<p><b>電光表示装置を有するものは設置できない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>

**3 一般広告物(上記 2 以外のもの)について**

**(1) 第一種普通規制地域等の許可基準が変わります。**

種類	現行	平成 21 年 10 月 1 日以降
建植広告	・一面の表示面積が 30 m <sup>2</sup> 以下、かつ建植広告塔につ	・その内電光表示装置については一面 15 m <sup>2</sup>

板・広告塔	<p>いては表示面積の合計が 120 m<sup>2</sup>以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 13m以下</li> <li>・道路から広告物の高さと同じ距離を離して設置（用途地域に設置するもの又は自己用を除く。）</li> <li>・道路・鉄道に垂直方向に並べて設置する場合、相互間距離 3m以上。水平方向に並べて設置する場合、相互間距離 50m（新幹線・高速道の接続地域では 200m）以上。（用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）</li> <li>・一面の表示面積の 2分の1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<p>以下、かつ建植広告塔については電光表示装置の表示面積の合計が 60 m<sup>2</sup>以下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電光表示広告物等であるものについては自己用として設置するものに限る</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
壁面利用広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の壁面における表示面積が 50 m<sup>2</sup>以下、かつ壁面の面積の 1/2 以下</li> <li>・広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない</li> <li>・一面の表示面積の 2分の1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その内電光表示装置については、25 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
壁面突出広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積が 50 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・壁面から突き出し幅が 2m 以下、かつ、道路上には 0.5m 以上（歩道がある場合は 1m 以上）突き出さない。</li> <li>・下端の高さが 4.5m 以上（歩道上では 2.5m 以上）</li> <li>・一面の表示面積の 2分の1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その内電光表示装置については表示面積が 25 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・電光表示広告物等については道路上に突き出さない</li> <li>・電光表示装置の上端の高さが当該壁面の高さを超えないこと。</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
屋上利用広告板・広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが 10m 以下で、かつ、地上から設置面までの高さの 1/2 以内</li> <li>・広告物の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない</li> <li>・一面の表示面積の 2分の1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<p><b>電光表示装置を有するものは設置できない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>
アーチ広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脚柱以外の部分の下端の高さが 4.5m 以上（歩道上では、2.5m 以上）</li> <li>・一面の表示面積の 2分の1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<p><b>電光表示装置を有するものは設置できない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>

**(2) 第二種普通規制地域等の許可基準が変わります。**

種類	現行	平成 21 年 10 月 1 日以降
建植広告板・広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一面の表示面積が 30 m<sup>2</sup>以下、かつ建植広告塔については表示面積の合計が 120 m<sup>2</sup>以下</li> <li>・高さが 20m以下</li> <li>・道路・鉄道に垂直方向に並べて設置する場合、相互間距離 3m以上。</li> <li>・一面の表示面積の 2分の1 を超えて彩度 1 2 を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更点なし</li> </ul>
壁面利用広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積及び面積割合基準なし</li> <li>・広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の壁面における電光表示装置の表示面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下、かつ壁面の面積の 1/2 以下</li> <li>・その他の要件は変更なし</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しない</li> </ul>	
壁面突出 広告板	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積基準なし</li> <li>壁面から突き出し幅が2m以下、かつ、道路上には0.5m以上（歩道がある場合は1m以上）突き出さない。</li> <li>下端の高さが4.5m以上（歩道上では2.5m以上）</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電光表示装置の表示面積が50㎡以下</li> <li>電光表示広告物等については道路上に突き出さない</li> <li>その他の要件は変更なし</li> </ul>
屋上利用 広告板・ 広告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>20m以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2/3以内</li> <li>広告物の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さない</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更点なし</li> </ul>
アーチ広 告塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>脚柱以外の部分の下端の高さが4.5m以上（歩道上では、2.5m以上）</li> <li>一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電光表示装置を有するものは設置できない</li> <li>その他の要件は変更なし</li> </ul>

自己用広告物…自己の氏名、店名、営業内容等を自己の住所、事業所等に表示する広告物

管理用広告物…自己の管理する土地、物件に管理上の必要に基づき表示する広告物

共同広告物…指定する地域内で、5人以上の広告主が管理主体を定め、一定の基準により共同で表示する広告物

案内広告物等…指定道路沿線で営業所等が指定道路に面していない場合に一定の基準により表示できる広告物

規 制 地 域 の 区 分	特別 規制 地域 等	原則として、屋外広告物の 表示が禁止されている地域	第一種特別規制 地域等	景観形成や風致の維持 のため、より一層の保 全措置をとる	第一種低層住居専用地域や風致地区、国立・県 立自然公園の特別地域（都市計画区域外）、警 梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域など
			第二種特別規制 地域等	産業活動との調和にも 配慮する	第二種低層住居専用地域や学校、病院等の公 用・公共用建造物の敷地、国立・県立自然公園 の特別地域（都市計画区域内）、指定道路の沿 線など
	普通 規制 地域 等	屋外広告物を表示するに は、原則として市町村の許 可が必要となる地域	第一種普通規制 地域等	周辺景観との調和及び 安全性の確保を考える	都市計画法の都市計画区域（特別規制地域、第 二種普通規制地域を除く）、指定道路の沿線な ど
			第二種普通規制 地域等	街の賑わいを演出する	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

## 現在電光表示広告物等を設置している皆様へ

～平成21年9月30日現在設置中の広告物の取扱いは、次のとおりとなります～

○電光表示広告物等の耐用年数等を考慮し、簡易広告物以外のもので許可期間満了時に改正前の基準に適合している広告物等については、改正前の基準により更新許可ができる経過措置があります。

○なお、改正前の基準で市町村の許可不要で設置されている自己用などの電光表示広告物等については、改正基準の施行前（平成21年9月30日まで）に設置され、改正前の基準で適法のものであると確認されたものについては、平成21年10月1日以降も引き続き許可不要で掲出できます。

屋外広告物の表示、設置に関する御相談、許可申請は、各市町村屋外広告物担当課へ。  
屋外広告物制度全般に関するお問い合わせは、福島県土木部都市計画課へ。

電話：024-521-7508 E-mail:toshikeikaku@pref.fukushima.jp